

建築士の皆さまへ

建築物省エネ法改正に伴う建築主への説明義務化

■ 建築物省エネ法について

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）」が、平成 27 年 7 月 8 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日に容積率特例認定、表示認定等の誘導措置制度が、平成 29 年 4 月 1 日に適合性判定義務、届出義務等の規制措置の制度が施行されました。

■ 建築物省エネ法改正による説明義務制度の創設

令和 3 年 4 月 1 日の法改正により、小規模な建築物（300m²未満の住宅・非住宅）について、建築士は建築主に対し、省エネ基準の適合性等について説明義務が発生します。

■ 説明義務制度の概要

建築士は、300m²未満の建築物（住宅・非住宅）の新築や増改築の設計を行う際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等以下の内容について書面を交付して説明することが義務付けられています。（※ 但し、10m²以下のものは除く）

- 1 省エネ基準への適否（基準適合は努力義務）
- 2（省エネ基準に適合しない場合）省エネ性能確保のための措置の内容
 - ・ 300m²未満の共同住宅や小規模店舗等も対象となります。
 - ・ 建築主に交付する説明書面は、建築士事務所の保存図書に追加されます。（15 年間保存）

■ 建築物省エネ法改正後の義務区分

	建築物（非住宅）	住宅
大規模 (2,000m ² 以上)	適合義務 (省エネ適判や完了検査で 省エネ基準適合の審査)	届出義務 (審査手続きの合理化) (省エネ基準適合努力義務)
中規模 (300m ² 以上2,000m ² 以上)		
小規模 (300m ² 未満)	説明義務 (省エネ基準適合努力義務)	説明義務 (省エネ基準適合努力義務)

※ 説明義務の詳細については、「[国土交通省住宅局のホームページ](#)」を参照してください。

北九州市 建築都市局 建築審査課 設備係
電 話：093-582-2535
F A X：093-561-7525